

墨田区消費者ニュース

【編集・発行】墨田区産業観光部生活経済課 消費者・勤労福祉係
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号 TEL 03-5608-6184

平成24年度に寄せられた相談内容の上位事例(相談件数1,785件)

順位	主な相談内容	相談件数
1	インターネット等の利用に関するトラブル	414
2	賃貸アパートの敷金返還など	249
3	スマートフォン・パソコンの不具合	165
4	ファンド型投資商品に関するトラブル	143
5	衣類のクリーニングに関するトラブル	128
6	結婚情報・エステなど	122

消費者講座 § 私のエンディングノート §

【とき】 9月17日(火)午後1時半～3時 受付:午後1時
【ところ】 区役所131会議室(庁舎13階)
【対象】 区内在住・在勤の方どなたでも
【定員】 先着100人 【費用】 無料

[申込み] 8月22日(木)午前9時から、電話で
すみだ消費者センター(5608-1516)へ



§ 買え買え詐欺の新手口 §

勝手に社債を購入されて、「キャンセルする」と伝えたら、キャンセル料を請求された。



【相談事例】

突然、証券会社を名乗る業者から電話があり、「あなたの名前でA社の社債を100万円購入した。」と言われた。「同意しておらず、了承できない。」と伝えましたが、「この社債は選ばれた人しか購入できないので、申し込んでおいた」などと言われた。

話がおかしいので、とりあわなかったところ、その10分後にA社から電話があり、「社債の申し込みを受け付けたので、明日社債券を送付する」と言われ、驚いて「自分は申し込みはしていない。」と伝えた。A社に「今から教える番号に電話をかけ、証券会社に自分でキャンセルの申し出をするように」と言われた。

教えられた番号に電話をかけ、「自分は申し込んでいないのでキャンセルしてほしい。」と伝えたところ、「キャンセル料10万円を払ってもらおう。」と言われたがどうしたらよいか。

【アドバイス】

販売業者や買い取り業者など複数の業者が登場して、消費者に未公開株や社債などを購入させる「買え買え詐欺」（劇場型勧誘）の新しい手口として、勝手に自分の名義で社債などを購入され、代金を払うよう強く言われたり、断るとキャンセル料を請求されたりする相談が寄せられています。

「断ると訴える」「代金を家まで取りに行く」などと脅される事例もあります。

一度、お金を払ってしまうと、業者と連絡が取れなくなり、取り戻すことは困難になります。おかしいと思ったら、絶対にお金は支払わないでください。相手にせず、すぐに電話を切って消費者センターにご相談ください。

契約に関するトラブル
消費者トラブルなど
困った時はお早めにご相談を

すみだ消費者センター相談室



相談専用ダイヤル **5608-1773**

相談日.....月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

相談時間...午前9時00分～午後4時30分

所在地...墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

東武伊勢崎線・東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線
「押上駅」A3出口徒歩3分
東武伊勢崎線「とうきょうスカイツリー駅」駅徒歩7分

